

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

平成28年3月11日

石巻市長 亀山 紘

記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1) 件名 | 避難行動要支援者管理システム整備業務 |
| (2) 仕様・業務場所等 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成28年3月31日まで |
| (4) 支払条件 | 前金払及び部分払 無 |
| (5) 入札方法 | 制限付き一般競争入札（石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）第4条第2項第1号に規定する <u>入札前資格審査型</u> ） |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿に登録された者で、入札日（開札日）において、次に掲げる全ての要件を満たしているものであること。
- ア 競争入札参加資格承認簿の「役務提供」に登録されている者
 - イ 平成23年度以降に、国・県又は地方公共団体へ、別紙仕様書に掲げる内容と同様のシステム導入実績がある者
- (2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。
- ア 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
 - イ 令第167条の4に規定する者
 - ウ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

カ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者

キ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適當な相手方に該当するおそれがある者

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札前資格審査用一般競争入札参加申請書の提出 (持参による。)	平成28年3月22日(火) 午後5時	福祉部福祉総務課総務グループ
審査結果の通知日	平成28年3月23日(水)	ファクシミリ又は電子メールにより通知
仕様書等の閲覧	平成28年3月14日(月)から 平成28年3月25日(金)まで	福祉部福祉総務課総務グループ及び 石巻市ホームページ入札情報内「入札公告」
仕様書等に対する質問の受付	平成28年3月14日(月)から 平成28年3月16日(水)まで	別紙質疑応答書により質問を受け付ける (ファクシミリ又は電子メールによる。)
回答書の閲覧	平成28年3月17日(木)から 平成28年3月25日(金)まで	ファクシミリ又は電子メールにより通知
入札日(開札日)	平成28年3月28日(月) 午後2時	石巻市穀町14番1号 石巻市役所2階 21作業室

(注) 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号）に規定する休日は、仕様書の閲覧並びに質疑応答書及び入札参加申請書類の提出を行うことはできない。

2 仕様書の閲覧並びに質疑応答書及び入札参加申請書類の提出を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）とする。

4 入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、入札前資格審査用一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）及び以下の添付書類各1部を持参により提出して、資格審査を受けなければならない。

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出にかかる費用は、入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- ① 営業概要表（別記様式第2号）
- ② 類似納入等の実績調書（別記様式第3号）
- ③ 前記②の実績が確認できる、契約書又は仕様書等の写し

5 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

なお、この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。

6 入札保証金に関する事項

契約規則第5条から第7条の規定による。

7 入札の回数

- (1) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行うものとし、再度入札の回数は、1回とする。
- (2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合には、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約に切り替える。

8 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に、必要な資格のない者のした入札及び入札前資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は、無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）は、無効とする。

9 落札者の決定等

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格以下の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 郵送及び電報による入札は、認めない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

10 契約保証金に関する事項

契約規則第25条及び第26条の規定による。

11 その他

- (1) 入札に参加する者は、本公告のほか、別紙避難行動要支援者管理システム整備業務仕様書及び契約規則、石巻市建設工事等競争入札参加心得等、関係法令を遵守すること。

(2) 前記1(3)に掲げる履行期間の平成28年3月31日は、この業務に係る委託契約を締結した後において、平成27年度石巻市一般会計補正予算が議決等されたときは、変更する場合がある。

(3) 落札者は、この業務に係る委託契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

(4) 実際に生じた本市の損害額が上記(3)の規定による損害賠償金を超える場合は、その超える額につき、なお請求することを妨げない。

また、本規定は上記(3)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後においても適用する。

(5) 詳細又は不明な点については、石巻市福祉部福祉総務課総務グループに照会のこと。

電話：0225-95-1111（内線 2460） FAX：0225-22-3454

Eメールアドレス：iswelfare@city.ishinomaki.lg.jp